

高知県土木設計等委託業務成績評定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県土木設計等委託業務検査規程（平成13年高知県訓令第14号の2。以下「検査規程」という。）第13条の規定により委託業務成績の評定の実施について必要な事項を定めるものとする。

(評定の対象)

第2条 この要綱において評定の対象となる委託業務は、検査規程により完了検査を行う委託業務のうち1件の当初業務委託料が、500万円以上の業務とする。

(評定者)

第3条 委託業務の評定者（以下「評定者」という。）は、下表に定めるところにより行うものとする。

完了検査	評定対象者
1) 第一次評定者	調査員 主任調査員
2) 第二次評定者	総括調査員 専任調査
3) 最終評定者	検査職員

(現場の状態把握)

第4条 委託業務の成績評定を行う立場にある調査職員は、努めて業務内容の把握及び打合わせを行い、粗漏な業務を防止するため、常に適切な指導と助言を行うとともに、業務成績の評定資料となる諸要素の把握に努めなければならない。

(評定の方法)

第5条 評定は、委託業務ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。
2 評定の結果は、別記様式第1の委託業務成績評定表（以下「評定表」という。）によるものとする。

(評定の基準)

第6条 評定を行うための考査基準等は、別に定める。

(評定の時期)

第7条 完了検査の検査職員は検査を実施したとき、総括調査員等である委託業務の評定

者は委託業務が完了したとき、それぞれ評価するものとする。

(評価表の提出等)

第8条 最終評価者は、評価を行ったときは、遅滞なく、評価表を検査命令権者に提出するものとする。

(評価の結果の通知)

第9条 検査命令権者は、最終評価者から評価表の提出があったときは、遅滞なく、当該委託業務の受注者に対して、評価の結果を、別記様式第2により通知するとともに当該委託業務の入札及び契約担当部署で閲覧に供するものとする。

2 閲覧期間は、当該業務の完了検査日の属する年度及びその翌年度とする。

(評価の修正等)

第10条 検査命令権者は、第9条の通知をした後、当該評価を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 検査命令権者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なくその結果を当該委託業務等の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第11条 第9条第1項または第10条第2項の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、書面（別記様式第3）により当該業務を監督した所属の長（以下「所属長」という。）に対して評価の内容について説明を求めることができる。

2 所属長は、前項による説明を求められたときは、書面（別記様式第4）により回答するものとする。

3 所属長は、第1項の書面の写し及び前項の書面の写しを事務所内並びに入札及び契約担当部署において閲覧に供するものとする。

4 閲覧期間は、当該業務の完了検査日の属する年度及びその翌年度とする。

(再説明請求等)

第12条 第11条第2項の回答を受理した者で当該回答に不服がある者は、回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、書面（別記様式第3準用）により、所属長に対して再説明を求めることができる。

2 所属長は、前項による再説明を求められたときは、検査規程第12条第2項の「検査処置検討会議」の審査を経て、書面（別記様式第4準用）により回答するものとする。

3 所属長は、第1項の書面の写し及び前項の書面の写しを事務所内並びに入札及び契約

担当部署において閲覧に供するものとする。

4 閲覧期間は、当該業務の完了検査日の属する年度及びその翌年度とする。

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか、委託業務の評定に関し別に細目を定めることができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に契約する委託業務から適用する。

この要綱は、令和7年7月1日から施行し、同日以後に契約する委託業務から適用する。

委託業務等成績評定表											
※記入方式										令和 年 月 日	
①地質調査業務 ②地質調査業務 ③測量業務 ④調査業務、計画業務 ⑤設計業務(概略設計・予備設計) ⑥設計業務(詳細設計)										事務所名:	
	建設検査技師	技術管理部長	補 佐		所 長	次 長	技術次長	技 査			
					工務課長	チーフ	係				
委託業務等名											
契 約 金 額		当初: ¥				最終: ¥					
履 行 期 間		当初:		令和 年 月 日 ~		令和 年 月 日		最終:		令和 年 月 日 ~	
完 了 年 月 日		令和 年 月 日									
完 了 検 査 年 月 日		令和 年 月 日									
契 約 相 手 方 住 所 氏 名											
管 理 技 術 者 氏 名											
照 査 技 術 者 氏 名											
現 場 代 理 人 氏 名											
主 任 技 術 者 氏 名											
担 当 技 術 者 氏 名											
第 一 次 評 定 者 職 氏 名											
第 二 次 評 定 者 職 氏 名											
最 終 評 定 者 職 氏 名											
評 価 項 目		業務評定 (注1)		技術者評定							
				管理技術者 主任技術者 (注2)		担当技術者					
ブ ロ セ ス 評 価	実施能力の 評価	実態把握及び 執行計画									
	実施状況の 評価	執行管理									
		品質管理									
		業務特性									
	説明調整能 力の評価	創意工夫									
		説明調整能力									
取組姿勢	責任感・積極性・協 働性										
結果評価	成果品の品質										
①小計 (注3)											
②事故等による減点											
③契約不適合又は損害賠償による減点											
④その他()											
総合評定点=①+②+③+④											

- 注) 1. 各評価項目の評定点は、小数第二位を四捨五入して表示している。
 2. 測量作業及び地質調査においては、現場代理人及び主任技術者が該当する。
 3. ①小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

委託業務等成績評定表

別記様式第1

⑦ 工事監理業務等

令和 年 月 日

⑧ 積算技術業務等

事務所名

契約金額	技術管理費	雑費		所長	次長	技術次長	技査	
				工務課長	チーフ	係		

委託業務等名					
契約金額	当初：¥		最終：¥		
履行期間	当初：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		最終：令和 年 月 日～令和 年 月 日		
完了年月日	令和 年 月 日				
完了検査年月日	令和 年 月 日				
契約相手方住所氏名					
管理技術者氏名（注1）					
担当技術者氏名（注1）					
第一次評定者 職 氏名					
第二次評定者 職 氏名					
最終評定者 職 氏名					
評 価 項 目		第一次 評定者 評定点	第二次 評定者 評定点	最終 評定者 評定点	業務評定 管理技術者評定・担当技術者評定 （注2）
専門技術力	目的と内容の理解				
	的確な履行				
	業務目的の達成度				
管理技術力	業務実施体制の的確性				
	打ち合わせの理解度				
	指揮系統の迅速性、確実性				
取組姿勢	責任感、積極性				
①小計（注3）					
②業務執行に係る過失に伴う減点					
③事故等による減点					
④契約不適合又は損害賠償による減点					
⑤その他 （ ）					
総合評定点＝①＋②＋③＋④＋⑤					

注1 1. 管理技術者及び担当技術者が複数名配置されている場合は、全て記載する。

2. 各評価項目の「業務評定」「管理技術者評定」「担当技術者評定」は、小数第二位を四捨五入して表示している。

3. ①小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

別記様式第2

第 号
令和 年 月 日

様

高 知 県 知 事

委託業務成績評定通知書

下記の委託業務について、高知県土木設計等委託業務成績評定要綱に基づき
評定結果を通知します。

記

委 託 業 務 名	
業 務 番 号	
委 託 場 所	
履 行 期 限	令和 年 月 日
業 務 委 託 料	¥
契 約 年 月 日	令和 年 月 日
検 査 年 月 日	令和 年 月 日
業 務 成 績	別表

別表

項目別評定点

業務名：

評価項目		細 別	業務評定 (評定点／満点)	技術者評定			
				管理技術者 主任技術者 (注 1 ・ 2) (評定点／満点)	担当技術者 (評定点／満点) (注 1)	照査技術者 (評定点／満点) (注 1)	
プロセス評価	実施能力の 評価	実施体制及 び執行計画	点／ 点	点／ 点	点／ 点	点／ 点	
	実施状況の 評価	執行管理	点／ 点	点／ 点	点／ 点	点／ 点	
		品質管理	点／ 点	点／ 点	点／ 点	点／ 点	
		業務特性	点／ 点	点／ 点	点／ 点	点／ 点	
		創意工夫	点／ 点	点／ 点	点／ 点	点／ 点	
	説明調整能 力の評価	説明調整能 力	点／ 点	点／ 点	点／ 点	点／ 点	
	取組姿勢	責任感・積 極性・倫理 観	点／ 点	点／ 点	点／ 点	点／ 点	
結果 評価	成果物の品質		点／ 点	点／ 点	点／ 点	点／ 点	
評定点の小計（注 3）			点／ 点	点／ 点	点／ 点	点／ 点	
事故等による減点			点	点	点	点	
契約不適合又は損害賠償による減 点			点	点	点	点	
その他（ ）			点	点	点	点	
総合評定点（注 3）			点 ／ 100点	点 ／ 100点	点 ／ 100 点	点 ／ 100 点	

注) 1. 各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。

2. 測量作業及び地質調査においては、現場代理人及び主任技術者が該当する。

3. 評定点の小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。各項目の点数は、小数第二位を四捨五入している為、評定点の小計と合わない事がある。

別表 (工事監理業務等・積算技術業務等)

項 目 別 評 定 点

業務名：

評価項目	評価の視点	業務評定・技術者評定	
		業務評定・管理技術者・担当技術者	
専門技術力	目的と内容の理解	点 /	点
	的確な履行	点 /	点
	業務目的の達成度	点 /	点
管理技術力	業務実施体制の的確性	点 /	点
	打ち合わせの理解度	点 /	点
	指揮系統の迅速性、確実性	点 /	点
取組姿勢	責任感、積極性	点 /	点
評定点の小計 (注)		点 /	100 点
業務執行に係る過失に伴う減点		点	
事故等による減点		点	
契約不適合又は損害賠償による減点		点	
その他 ()		点	
総合評価点		点 / 100点	

(注) 評定点の小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。各項目の点数は、小数第二位を四捨五入している為、評定点の小計と合わない事がある。

別記様式第3

委託業務成績評定結果説明請求書

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

住所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

委託業務成績評定について、評定結果に不服がありますので、下記の事項について説明を求めます。

記

発注機関名	
業務番号	第 号
委託業務名	
委託場所	
説明を求める事項	
説明請求理由	

別記様式第4

委託業務成績評定結果説明請求回答書

説明請求者

様

高知県知事

委託業務成績評定結果については、下記のとおりです。

記

発注機関名	
業務番号	番 号
委託業務名	
委託場所	
説明請求申立者 住所、氏名	
説明請求内容	
説明内容	